

弁護士・高石秀樹の 「特許」チャンネル



【特許】(充足論)(明確性要件)

数値限定発明(1)数値が多義的

①測定条件により測定結果が異なる

②パラメータの技術的意義が多義的

【特許】充足論、明確性要件

数値限定発明(1)数値が多義的

- ①測定条件により測定結果が異なる
- ②パラメータの技術的意義が多義的



【特許】【意匠】【知財全般】
弁護士・弁理士・米国CAL弁護士
米国PA試験合格 高石秀樹

測定条件が**明細書の記載**又は**出願当時の技術常識**から導かれるのであれば、当該測定条件による測定結果に基づいて属否が決まる。

①測定条件により測定結果が異なる場合

特許権者勝訴事案(2件)

知財高判平成17年(行ケ)10661(「オレフィン共重合体の製造方法」事件)

⇒出願当時の技術常識から、ユニポール法の測定条件は、「ふるい分け法」によることを理解できる。

東京地判平成19年(ワ)3493(「経口投与用吸着剤」事件)

⇒回折強度の測定条件はJIS、日本薬局方、日本学術振興会の定めた測定法が共通していたため、理解できる。

①測定条件により測定結果が異なる場合

特許権者敗訴事案～明確性要件違反(3件)

知財高判平成25年(行ケ)10172(「渋味のマスキング方法」事件)

⇒スクラロース量の数値範囲との関係で「甘味を呈さない量」がどの範囲の量を意味するかが不明確であるとした。

知財高判平成23年(行ケ)10418(「防眩フィルム」事件)

知財高判平成28年(行ケ)10187(「水性インキ組成物」事件)

⇒測定条件が、明細書の記載又は出願当時の技術常識から導かれないため不明確であるとした。

①測定条件により測定結果が異なる場合

特許権者敗訴事案～非充足(4件)

⇒「従来より知られたいずれの方法によって測定しても、特許請求の範囲の記載の数値を充足する場合でない限り、特許権侵害にはならない」

東京地判平成11年(ワ)17601(「感熱転写シート」事件)

東京地判平成14年(ワ)4251(「マルチトール含蜜結晶」事件) ※一審

東京高判平成15年(ネ)3746(「マルチトール含蜜結晶」事件) ※二審

東京地判平成23年(ワ)6868(「シリカ質フィラー」事件)

東京地判平成24年(ワ)6547(「ティシュペーパー」事件) ※一審

知財高判平成27年(ネ)10016(「ティシュペーパー」事件) ※二審

⇒ティシュペーパー事件は、明細書に記載されたJIS規格に規定がない測定条件7個について、従来より知られたいずれの方法によって測定しても充足する必要ありとされた。

①測定条件により測定結果が異なる場合

この類型では、「従来より知られたいずれの方法によって測定しても、特許請求の範囲の記載の数値を充足する」か否かの審理に入ると、全てのケースで特許権者が敗訴している。

⇒特許権者は、「明細書等又は技術常識から特許権者の測定条件が一義的に導かれる」と主張するべきである。「従来より知られたいずれの方法によって測定しても、特許請求の範囲の記載の数値を充足する」か否かという土俵に乗ったうえで、被告の測定結果の“信憑性”を争う議論に嵌ってはならない。

特許権者としては明細書中に測定条件を明記すべきであり、これを明記しないメリットは無く、デメリットは計り知れない。

②パラメータの技術的意義が多義的である場合

この類型は、明確性要件（特許法36条6項2号）違反とされる。

知財高判平成20年（ネ）10013（「遠赤外線放射体」事件）

⇒「平均粒子径」が、「体積相当径」であるか「二次元的に定義される径」であるか、その定義（算出方法）が明細書に記載されていない。明確性×

知財高判平成28年（行ケ）10005（「眼科用清涼組成物」事件）

⇒「平均分子量」というクレーム文言が、「重量平均分子量」を意味するか、「粘度平均分子量」を意味するかにつき、明細書中に前者を意味すると理解できる記述と、後者を意味すると理解できる記述とが混在していた。
⇒何れの意味の「分子量」であるか不明であるから、明確性要件×

（※その後、明細書中の後者を意味する文章を削除訂正して、明確性○）

(まとめ／TIP)

①測定条件により測定結果が異なる場合

特許権者は、「明細書等又は技術常識から特許権者の測定条件が一義的に導かれる」と主張するべきである
⇒従来より知られた方法が複数存在したという土俵に乗れば、過去の裁判例は何れも請求棄却となっている。

②パラメータの技術的意義が多義的である場合

パラメータというクレーム文言解釈の問題であるから、特許法70条1項・2項に従った通常の議論である。